

佐賀「3.11」企画

玄海原発緊急事態発生! そのとき住民はどうなる?

2026年3月20日
佐賀市 アバンセ 4F
上岡直見¹



¹新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会委員(元)環境経済研究所(技術士事務所), sustran-japan@nifty.ne.jp

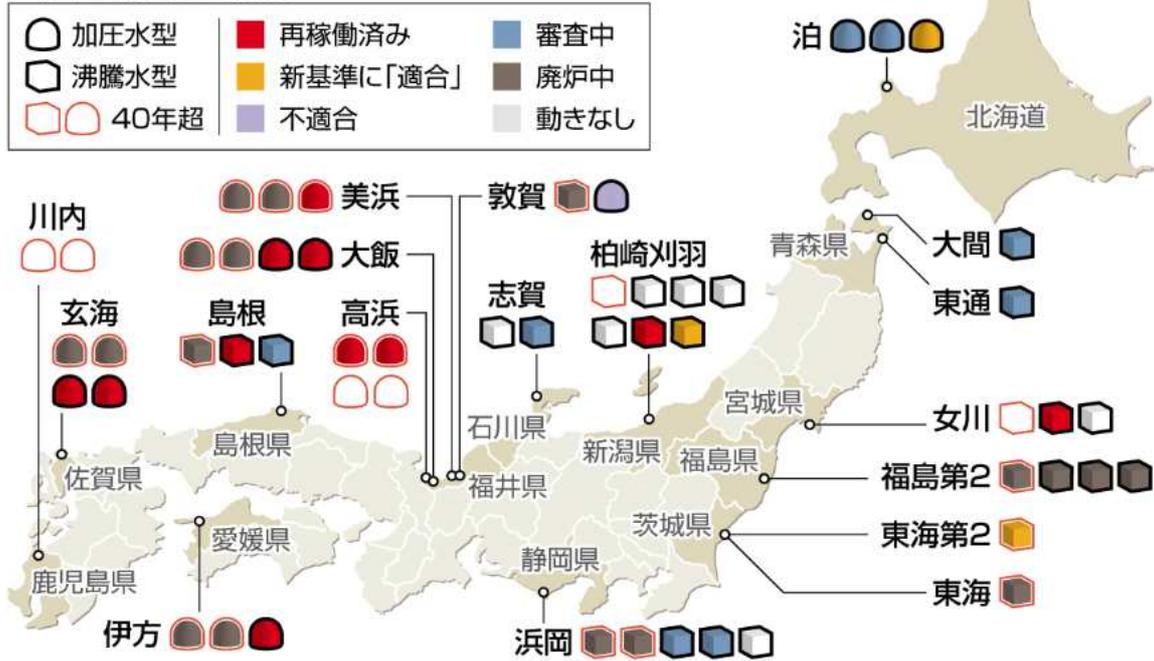
1

本日のテーマ

1. 最近の原発をめぐる情勢
2. 改めて「福島」を考える
3. 避難に関連した近時の裁判の動向
4. 新規制基準「合格」は安全を保証しない
5. 「緊急時は周辺住民は被ばくしてもいい」前提
6. 現在の原子力防災は「焼夷弾にバケツリレー」
7. 能登半島地震で露呈した緊急時対応の破綻
8. 玄海地域の特徴
9. 放射性物質の拡散シミュレーション
10. 玄海地域ではどうなるか
11. 安定ヨウ素剤配布・服用手順の破綻
12. 熊本に長射程ミサイル配備—佐賀はどうなる
13. まとめ

1. 原発をめぐる最近の状況

全国の原発の状況

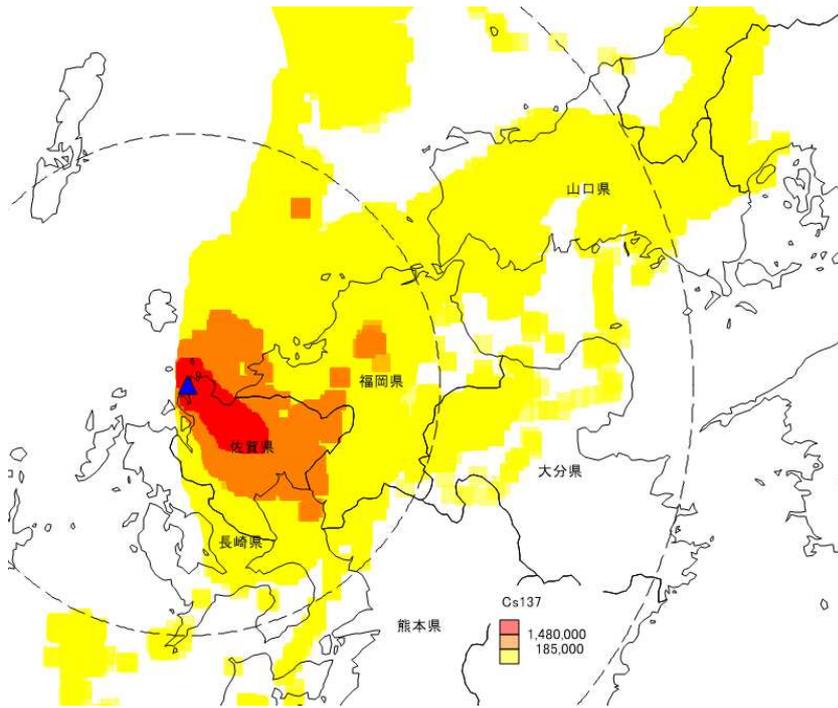


『東京新聞』 2026年3月8日現在

原発ゼロ・再エネ 100 議連一衆院選後の状況

河野太郎	自民	衆	当	徳永工リ	立憲	参	(参)
鈴木貴子	自民	衆	当	吉田忠智	立憲	参	(参)
永岡桂子	自民	衆	落	赤嶺政賢	共産	衆	落
長谷川岳	自民	参	(参)	塩川鉄也	共産	衆	当
杉本和巳	維新	衆	落	辰巳孝太郎	共産	衆	当
阿部知子	中道	衆	落	田村貴昭	共産	衆	落
井坂信彦	中道	衆	落	田村智子	共産	衆	当
伊藤俊輔	中道	衆	落	本村伸子	共産	衆	落
逢坂誠二	中道	衆	落	岩渕友	共産	参	(参)
奥野総一郎	中道	衆	落	吉良佳子	共産	参	(参)
亀井亜紀子	中道	衆	落	小池晃	共産	参	(参)
近藤昭一	中道	衆	落	大門実紀史	共産	参	(参)
篠原孝	中道	衆	落	仁比聡平	共産	参	(参)
中島克仁	中道	衆	落	山添拓	共産	参	(参)
中谷一馬	中道	衆	落	阪口直人	れ新	衆	落
福田昭夫	中道	衆	落	福島瑞穂	社民	参	(参)
牧義夫	中道	衆	落				
山崎誠	中道	衆	落				
吉川元	中道	衆	落				
辻元清美	立憲	参	(参)				

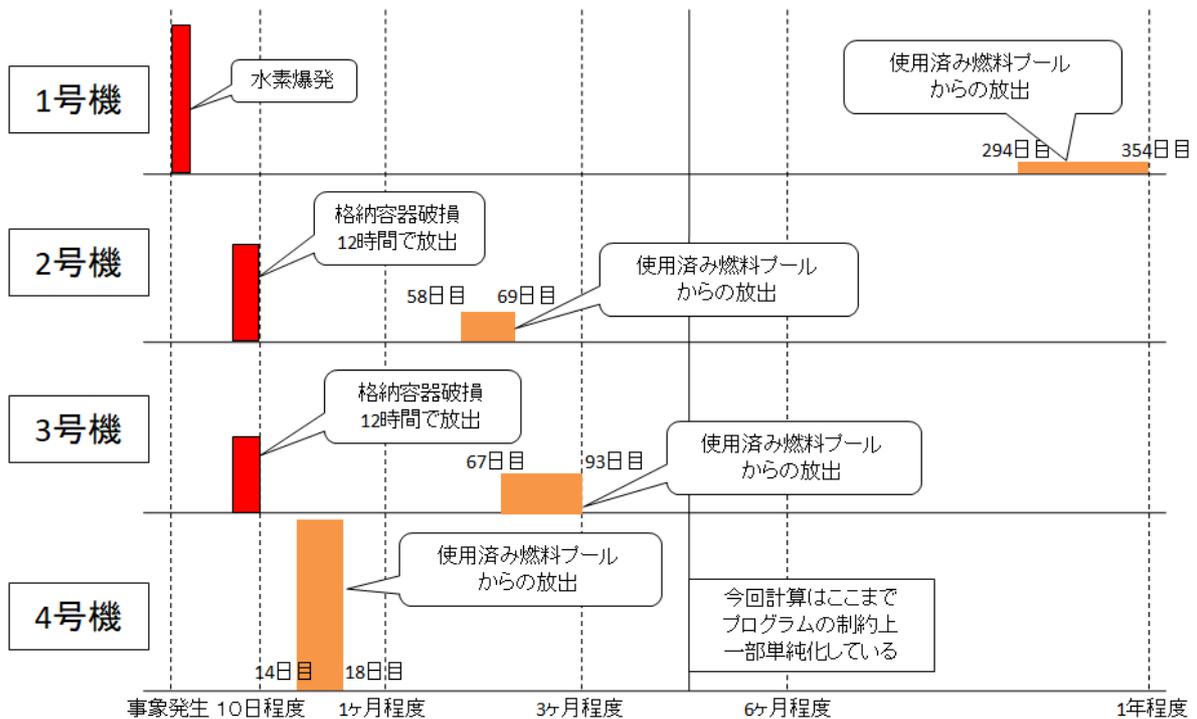
2. 改めて「福島」を考える



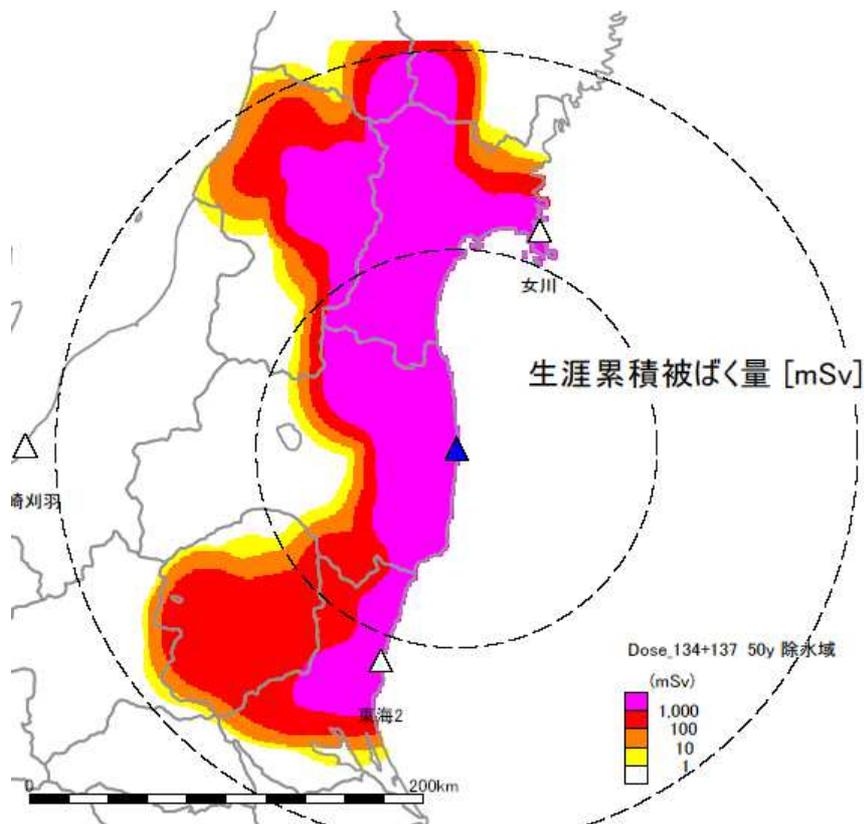
福島の汚染地図²を位置を移動して玄海にあてはめたもの
 (Cs134+Cs137 6月末)
 セシウム 137は半減期が約 30 年なのでその場に留まるかぎり被ばくが続く
 チェルノブイリ基準で
 ■ 1,480,000Bq/m² 居住禁止
 ■ 185,000Bq/m² 年間 1mSv 以上
 ■ その他 Cs137 検出されたエリア

² 文部科学省航空機モニタリング
https://emdb.jaea.go.jp/emdb_old/portals/b1020201/

【参考】近藤シナリオ³(一部簡略化)



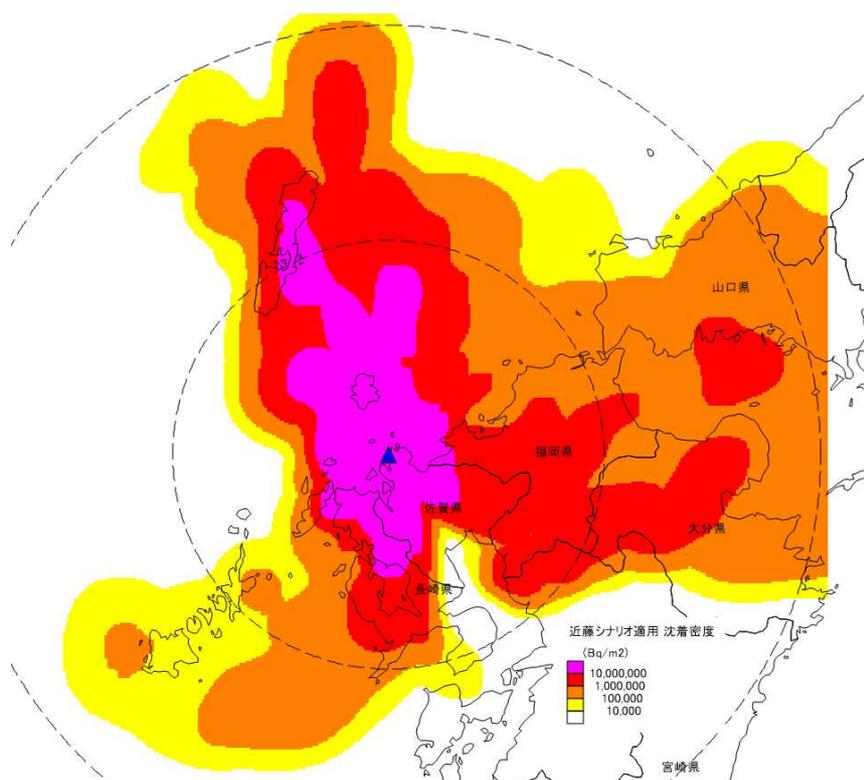
³ <https://www.asahi-net.or.jp/~pn8r-fjsk/saiakusinario.pdf>



近藤シナリオ

福島 その場に
留まった場合の
生涯被ばく量の
予測(人間に対す
る被ばくのため
陸域のみ表示)

7

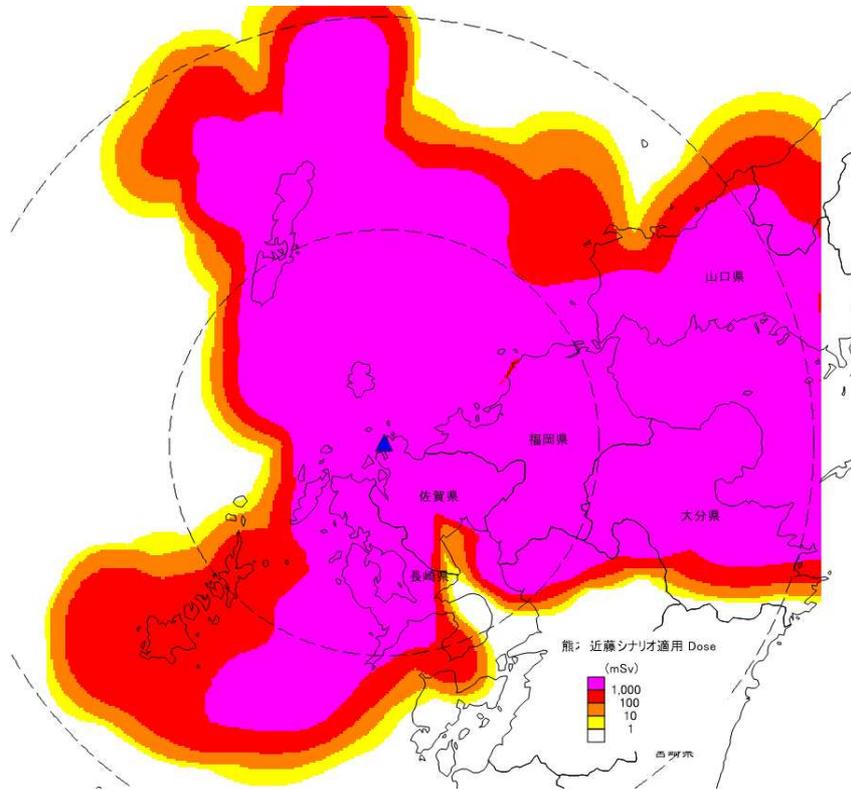


近藤シナリオ

3号機プール放出
終了時点(約3カ月
経過)の Cs 地表沈
着密度 玄海の位
置にあてはめた場
合

時間経過の動画⁴

⁴ https://www.youtube.com/watch?v=BEimtuDL_dc



近藤シナリオ

その場に留まった場合の生涯被ばく量の予測
玄海的位置にあてはめた場合

9

3. 避難に関連した近時の裁判の動向

・2021年3月18日 東海第二差止(水戸地裁) 原告の請求を認める→東京高裁で係争中 「原子力災害対策指針の想定するPAZ及びUPZ内の住民の段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態にある…原告らについては、深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあり、人格権侵害の具体的危険があると認められる」

・2024年11月27日 女川差止(仙台高裁控訴審) 控訴棄却 ただし「判断枠組み」として注目される記述 「住民の避難等の防護措置が、上記法の定め等に基づき適切に講じられていないときは、「原子炉施設の有する危険が顕在化する蓋然性が高く、生命、身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定されると考えられる」 上告断念

- ・ 2025 年 3 月 18 日 伊方 3 号機差止(松山地裁) 原告の請求を認めず 高松高裁係争中
- ・ 2026 年 1 月 9 日 差止事案ではないが重要な指摘あり 区域外避難者(いわゆる自主避難者)の住宅明け渡し裁判(最高裁) 上告棄却だが三浦守裁判長の反対意見(判決は 3 対 1)「年間 20 ミリシーベルトの避難指示基準は法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準ではなく、公衆の被ばくに関する限度について、放射線障害防止法 3 条の定める基本方針の下に技術的基準の斉一が図られたものでもない」—公衆の年間被ばく限度は 1mSv であることを法律判断として裏付ける指摘
- ・ 2026 年 1 月 20 日 玄海(除廃炉)全基差止 (福岡高裁控訴審)控訴棄却 前述仙台高裁に比較しても著しい後退 避難に関しては「机上計画があればいい」という判断…上告断念
- ・ 2026 年 3 月 4 日 志賀株主差止訴訟 請求を認めず

4. 新規制基準「合格」は安全を保証しない

●原子力規制委員会の見解

更田委員長(当時)は「たとえ新規制基準に適合している炉であっても、百テラベクレルを上回るような放射性物質の放出を起こす事故の可能性というのを否定すべきではありません。したがって、先ほどお答えしましたように、百テラベクレルを上回る事故に対しても対策を求めておりますし、さらに、防災を考える場合は、大規模な事故を起さるものは起さるものとして考えることが基本でありますので、これは繰り返しになりますけれども、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではないというのが原子力規制委員会の立場でございます⁵」と答弁しており、プラントの安全対策と防災の位置づけ、および事故の規模想定について明示しています。

⁵第 204 回国会原子力問題調査特別委員会第 3 号(令和 3 年 4 月 8 日)議事録

●さらに能登半島地震で露呈した「想定外」

能登半島地震により新規制基準で想定せず審査の対象となっていない事態が発生し、新規制基準の適合により何ら原子力プラントの安全は担保されないことが露呈しました。能登半島地震では志賀原子力発電所の至近距離から半島北西部一帯にわたり地殻変動が発生しました。原子力発電施設は建屋や機器・配管等については一定の基準で地震動に対する耐震性が評価されているとしても、地盤自体がメートル単位で変位(隆起・沈降いずれもありうる)した場合には、建屋や機器・配管等が個々に耐震性を有していたとしてもその接続が破断することは詳細な計算を行うまでもなく明白です。原子力規制委員会「実用発電用原子炉の関する新規制基準について～概要～⁶」に「地盤」に関する要求事項が記載され、新規制基準においては「耐震設計上の重要度 S クラス

⁶原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について(令和4年12月14日版)」

<https://www.nra.go.jp/data/000155788.pdf>

の建物・構築物等は、活断層等の露頭⁷がない地盤に設置することを要求」としています。しかし「ずれの変形の量や、地盤が押し上げる力の大きさを予測することは困難⁸」との解説が付されていることから、今回の能登半島地震にみられるような地盤の変位に対応していません。一方で「原子力発電所敷地内断層の変位に対する評価手法に関する調査・検討報告書⁹」によると断層変位の想定量として30cmとしていますが、今回の能登半島地震の実態はそれを大きく上回る数値です。かりに建屋の基本的構造が保たれたとしても、たとえば原子炉建屋とタービン建屋の間は直径約70cmの配管が設置されているところ、それが30cm変位す

⁷「露頭」とは「将来活動する可能性のある断層等が表土に覆われずに直接露出している場所のこと」を指す。(前出「考え方」p.223)

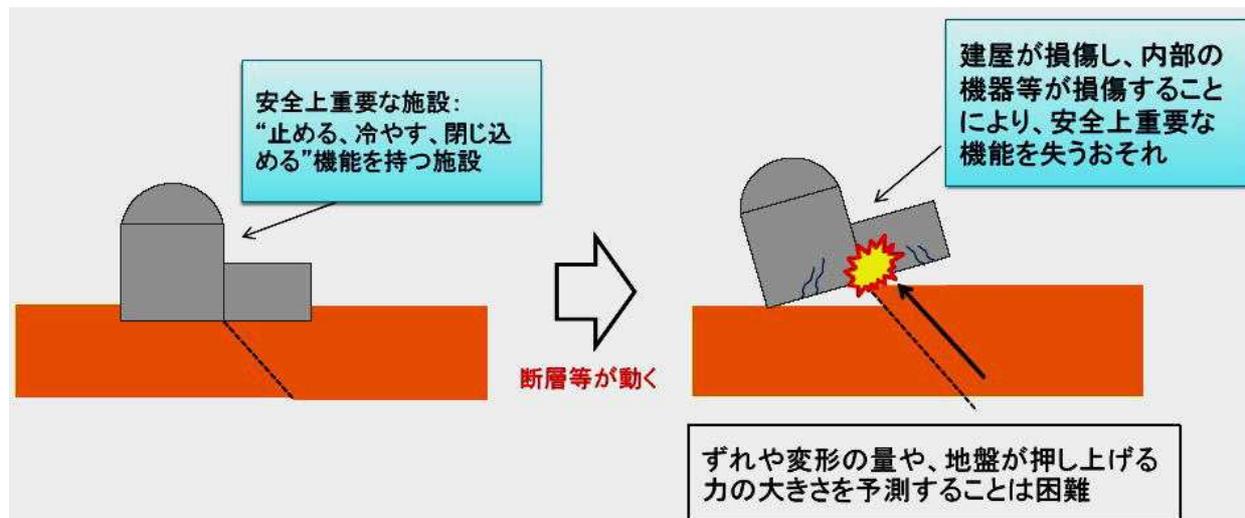
⁸原子力規制委員会「実用発電用原子炉の関する新規制基準について～概要～」2025年2月17日閲覧

<https://www.nra.go.jp/data/000070101.pdf>

⁹原子力安全推進協会敷地内断層評価手法検討委員会「原子力発電所敷地内断層の変位に対する評価手法に関する調査・検討報告書」2013年9月、付録D-3「断層変位による建物・構築物の試解析(PWR建屋)」, p.1

<https://www.genanshin.jp/archive/sitefault/data/JANSI-FDE-01r1.pdf>

れば破断を免れないことは詳細な計算を行うまでもなく明らかです。このように新規制基準に適合したからといって何ら原子力施設の安全は担保されていません。



15

プラント自体の安全性について

福島原発事故前には重大な炉心損傷事象発生の確率は 10 万年に 1 回とされていましたが¹⁰が実際には無効でした。

¹⁰原子力安全委員会『原子力安全白書(平成 2 年版)』1991 年 3 月, p.227

5. 「緊急時は周辺住民は被ばくしてもいい」前提

政府は「一般公衆の被ばく限度の規制は設けられていない」と答弁しています¹¹。環境省の解説資料でも「ICRP 勧告であり法的規定はない」としています¹²。しかしこのような説明では一般公衆の法定被ばく限度の基準が存在しないことになります。一般公衆の法定被ばく限度が 1mSv(ミリシーベルト)/年であることについて、法律には数値の直接の記載はありませんが、法律・政令・省令(規則)・告示の体系下で原子力規制委員会が定める関係になっています。「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下の実用炉規則の中に「管理区域」「周辺監視区域」の線量限度は原子力規制委員会が定めるとされています。ここにも数字自体は記載されていませんが、事業者等の義務として各々の区域につ

¹¹国会質問主意書答弁「参議院議員山本太郎君提出放射線被ばく防護に関する質問に対する答弁書」

内閣参質第 185 第 21 号, 2013 年 10 月 29 日

¹²環境省「国際放射線防護委員会(ICRP)勧告と国内法令の比較」

<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/h30kisoshiryo/h30kiso-04-02-01.html>

いて規制委員会が定める線量限度告示で「実効線量について 1mSv/年」が記載されています。一方で一般公衆は「管理区域」「周辺監視区域」の外側であることは明らかであり、許容被ばく限度が事業所の「管理区域」「周辺監視区域」より大きいはずがないから「1mSv/年」と解釈されることは疑いがありません。このような間接的かつ曖昧な基準となっている原因は、もともと法律・政令・省令(規則)・告示を定めた時点(福島第一原発事故前)までは、環境中に大量の放射性物質が放出されることを想定していなかったためです。いずれにせよ 1mSv/年は規制委員会の告示であり、規制委員会・規制庁がみずからそれを破る基準を適用することは法的に整合性がありません。

●もともとの原子力災害対策指針¹³での不整合：玄海に限らず「30km は安全距離」であるかのような誤解が広まっていますが根拠はありません。5～30km 圏の UPZ では屋内退避の後、500 μ Sv/h で避難(OIL1)、20 μ Sv/h で一時移転(OIL2)としています。しかしこの基準自体が、IAEA 技術文書¹⁴により前者(OIL1)は50mSv/週・後者(OIL2)は20mSv/年でいかに抑える水準であるとの前提¹⁵であり、一般公衆の年間被ばく限度(前述のとおり1mSv/年)を全く無視しています。IAEA 技術文書を国内基準として適用するという法的根拠もありません。すなわち原子力災害対策指針どおりに防護対策が実施されたとしても、一般公衆の年間被ばく限度を桁ちがい超える被ばくが前提となっています。

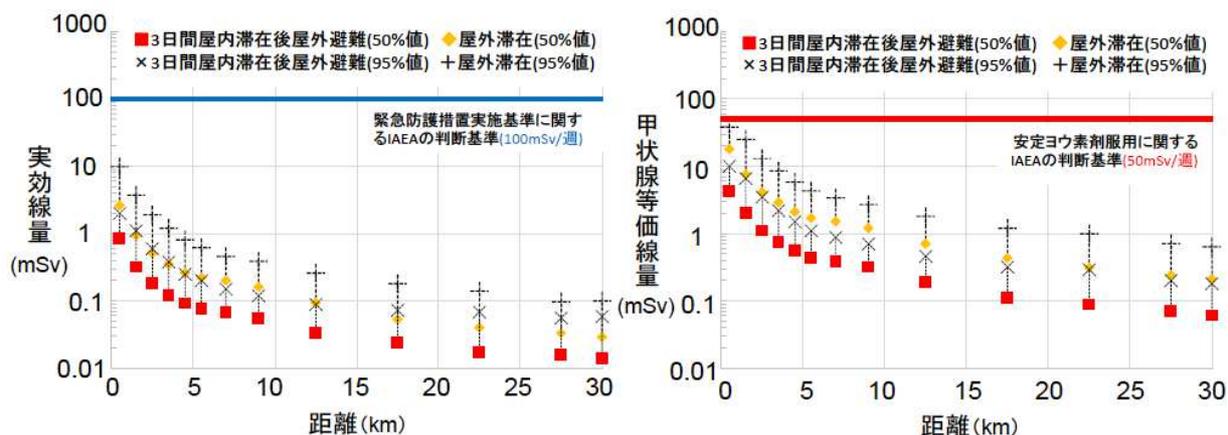
¹³原子力規制委員会「原子力災害対策指針」(令和7年10月3日)

¹⁴IAEA 技術文書(EPR-NPP-OILs(2017))

¹⁵原子力規制委員会「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」2018年10月17日 <https://www.nra.go.jp/data/000249587.pdf>

●「IAEA の基準」とは100mSv/1週間(実効線量)・50mSv/1週間(甲状腺等価線量)であり一般公衆の年間許容被ばく限度(1mSv/年)を大きく上回る基準です。これは「緊急時には周辺住民は被ばくしてもよい」という前提が設けられているためです。また報告書は放射性物質の放出想定を福島第一原発事故の100分の1に設定(新規基準に適合することにより)するなど過小設定に基づいており、それでも周辺では条件によっては一般公衆の年間被ばく限度1mSvをはるかに超える被ばくが予想されます。IAEA の包括基準を防災対策に適用することについて法的根拠はありません。

ケースA(PWR漏えいケース)
格納容器再循環ユニットによる格納容器除熱を実施するケース(PWR)



屋内退避検討チーム報告書添付資料

6. 現在の原子力防災は「焼夷弾にバケツリレー」

1945年3月10日—東京大空襲 戦局の不利が明確になり 1944年8月(東京)から学童疎開が始まりましたが、一方で一般市民はむしろ残留して「防空」に協力させる政策(防空法)が実施されました。「防空訓練の狙いは、空襲に対する備えというよりも、むしろ地方機関や市民を効果的に統制し、末端にまで管理を浸透させることに主な狙いがあった。「民間防空」ないし「国民防空」も、軍が行う「軍防空」と不可分一体の形で、国防目的に奉仕するものとして位置づけられていた。「民間防空」の目的は、国家体制の保護であって、国民の生命・財産の保護はその反射に過ぎなかった¹⁶」と指摘されています。また青森大空襲も記録されています。1945年7月28日)では、米軍の空襲予告ビラに反応して自主避難を試みた住民に対して、知事が防空法を根拠に罰則や配給の停止を掲げて帰還を強制したところに、実際の空襲が行わ

¹⁶ 水島朝穂・大前治『検証防空法 空襲下で禁じられた避難』法律文化社, 2014年

れ多大な犠牲を生じました¹⁷。これは現在の原子力防災にも共通しているのではないのでしょうか。

2012年以後の第二次安倍政権になってから原子力防災対策が「できるだけ住民を避難させない」方針に転換しました。その背景は戦時中の「防空法」と同じではないのでしょうか。住民を避難させると電力会社や国が補償しなければならないのでそれを避けるための経済的な理由も推定されます。それと共に緊急事態を逆用してさまざまな市民の権利を制限することにつながるのではないかと推測されます。

当初は区域外避難者(いわゆる「自主避難者」)すなわち避難指示が発出されていない地域から転居した被災者に対する住宅提供の打切り等の圧力を加えていましたが、やがて指示に従って転居した被災者に対しても避難指示が解除されたとして賠償を打ち切るなどの圧力が加えられるようになりました。

¹⁷ 「青森空襲を記録する会」ウェブサイト <https://aomorikuusyuu-kiroku.org/>

●現在の原子力防災は「焼夷弾にバケツリレー」



警戒事態発生のお知らせを聞いたら、
まずは保育所や学校等にお子さまを
迎えに行き、自宅などの屋内に退避し、
テレビ等で情報収集を行きましょう。

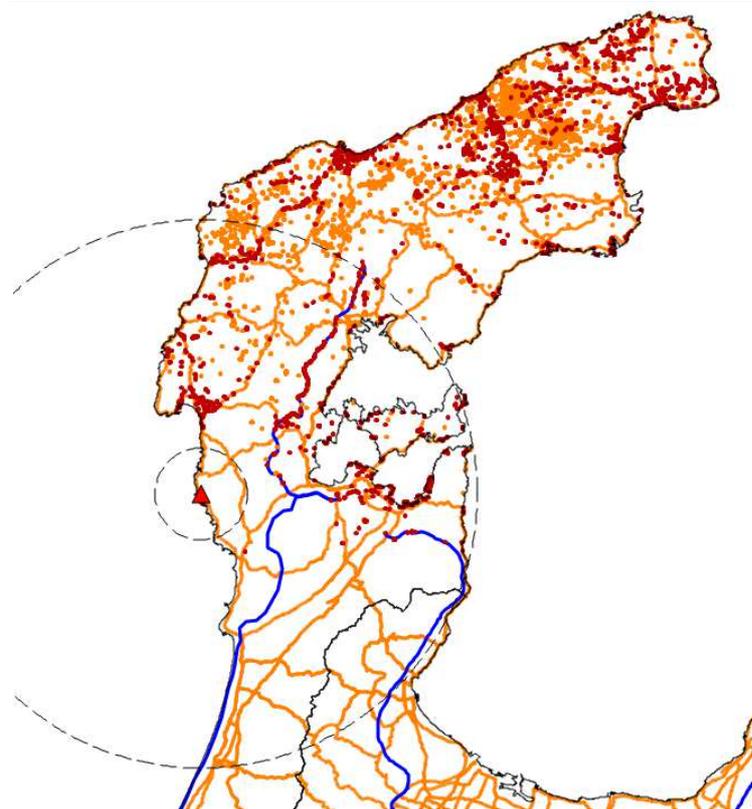
佐賀県に限りませんが現在の原子力防災は戦時中の防空と同じ「絵に描いた餅」ではないのでしょうか。バケツリレーや手押しポンプによる消火訓練などが繰り返されましたが何の役にも立たず、むしろ一般市民の犠牲を拡大するばかりでした。

家の中に入る「屋内退避」が安全への第一歩です¹⁸。

¹⁸佐賀県「原子力防災の手引き(別冊)」

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031231/3_1231_378832_up_sblvthc2.pdf

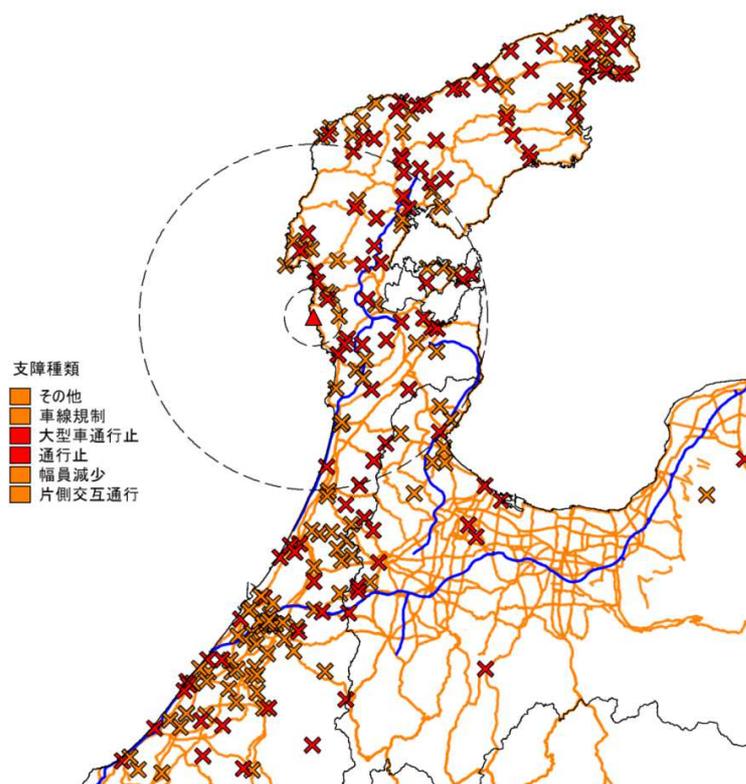
7. 能登半島地震で露呈した緊急時対応の破綻



斜面崩壊・地表亀裂の発生箇所

自動車では避難経路のいずれか1か所でも通行支障が発生すればその経路は利用不能あるいは立往生となる 能登の経験では路面の段差や亀裂、がれきでパンクによる立往生が多発

25



石川県が想定する避難経路上で、発災より4日を経過した2024年1月5日15時での道路の通行止・通行規制が発生していた箇所 対象経路 1,806kmのうち「通行止」が128箇所、「通行規制」が157箇所発生 全国でも同じ比率で発生するはず

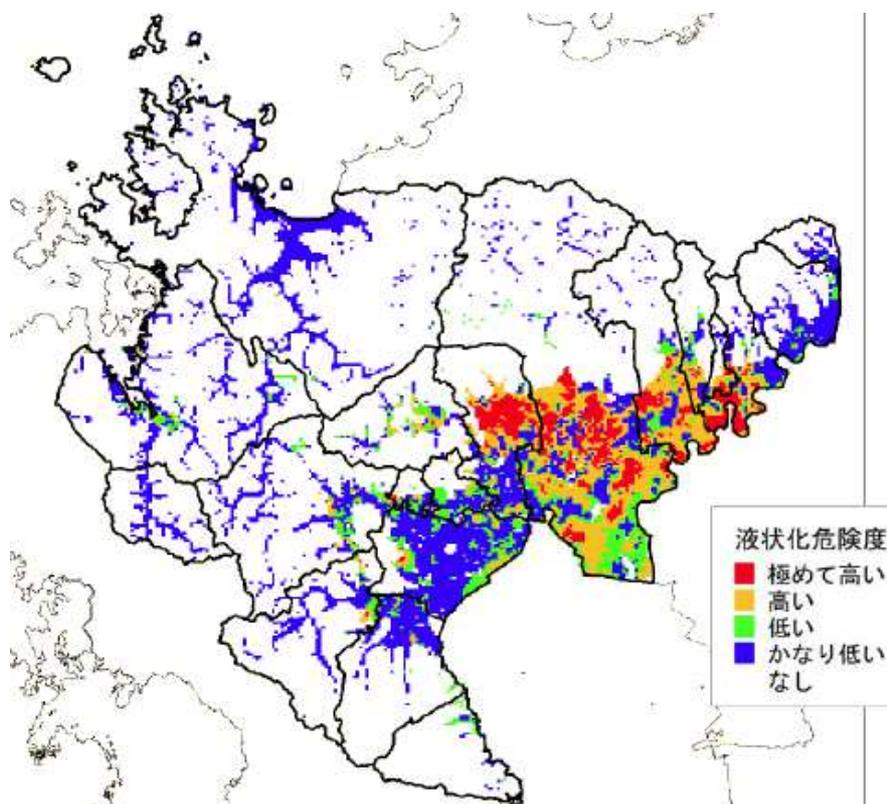
26



住宅地街路の支障
 そもそも避難経路まで
 出られない



液状化による陥没
 自動車の使用不能



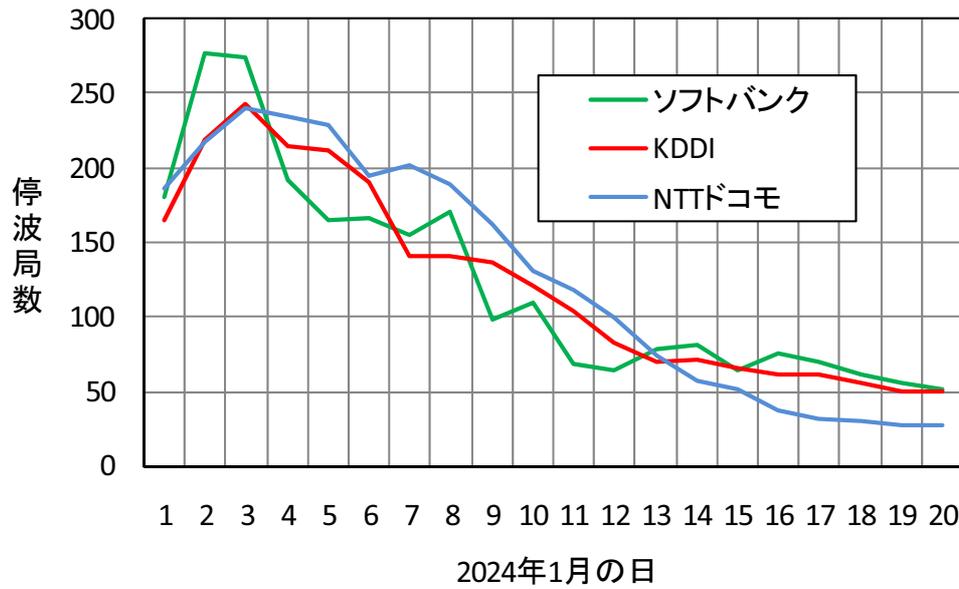
佐賀県液状化危険度マップ(一例: 地震ケースにより異なる)



住宅の損傷 耐震基準は基本的な構造が保たれるという意味
放射線防護の観点では関係ない

住民にとって最も重要な情報提供
能登 6 市町の防災無線の被災状況

市町	震度 (代表)	状況
珠洲市	6 強	76 基のうち、津波で 2 基が損壊。1 月 6 日ころ正常な作動を確認できたのは約 10 基
輪島市	6 強	213 基のうち、1 月 3 日以降、大半がバッテリー切れ
七尾市	6 強	一部稼働停止したケースあり
穴水町	6 強	1 月 3~5 日に 48 基ほぼ全てが使えず
能登町	6 弱	170 基のうち、少なくとも約 50 基が稼働停止
志賀町	7	目立った被害なし



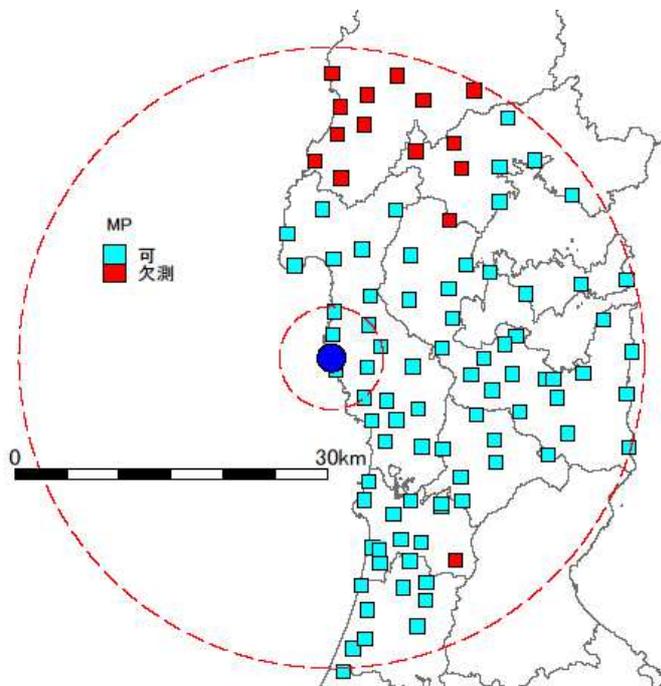
原発は発災直後でなく 2~3 日後に緊急事態の可能性
携帯基地局はその頃にバッテリー切れで停波



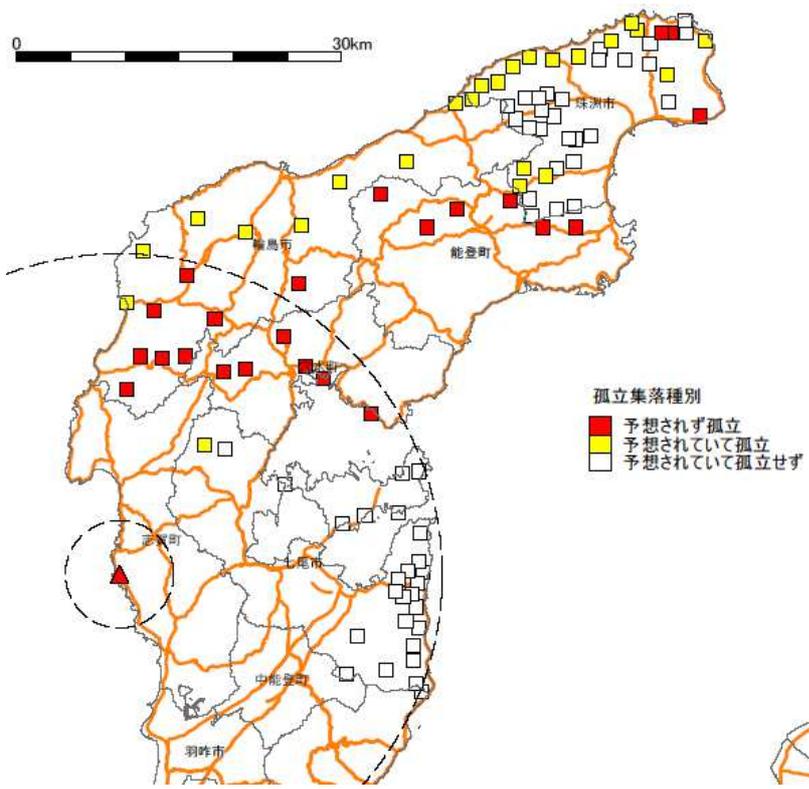
地震後の住民拠点SSの稼働状況



屋内退避施設の破損 防護設備があっても故障等

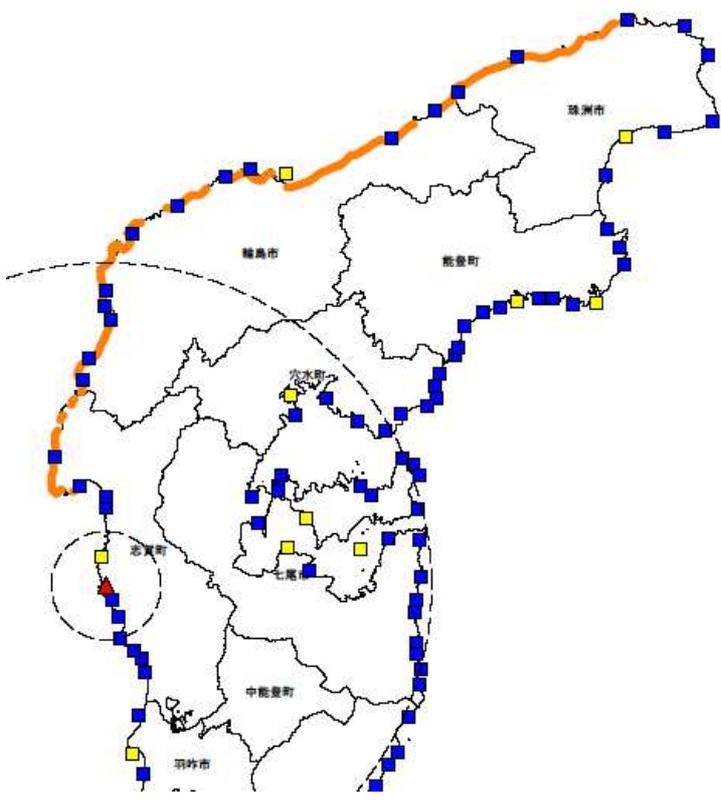


欠測が発生したモニタリングポスト
 特定方向に集中 「指針」の定める「区域を特定して避難」が破綻



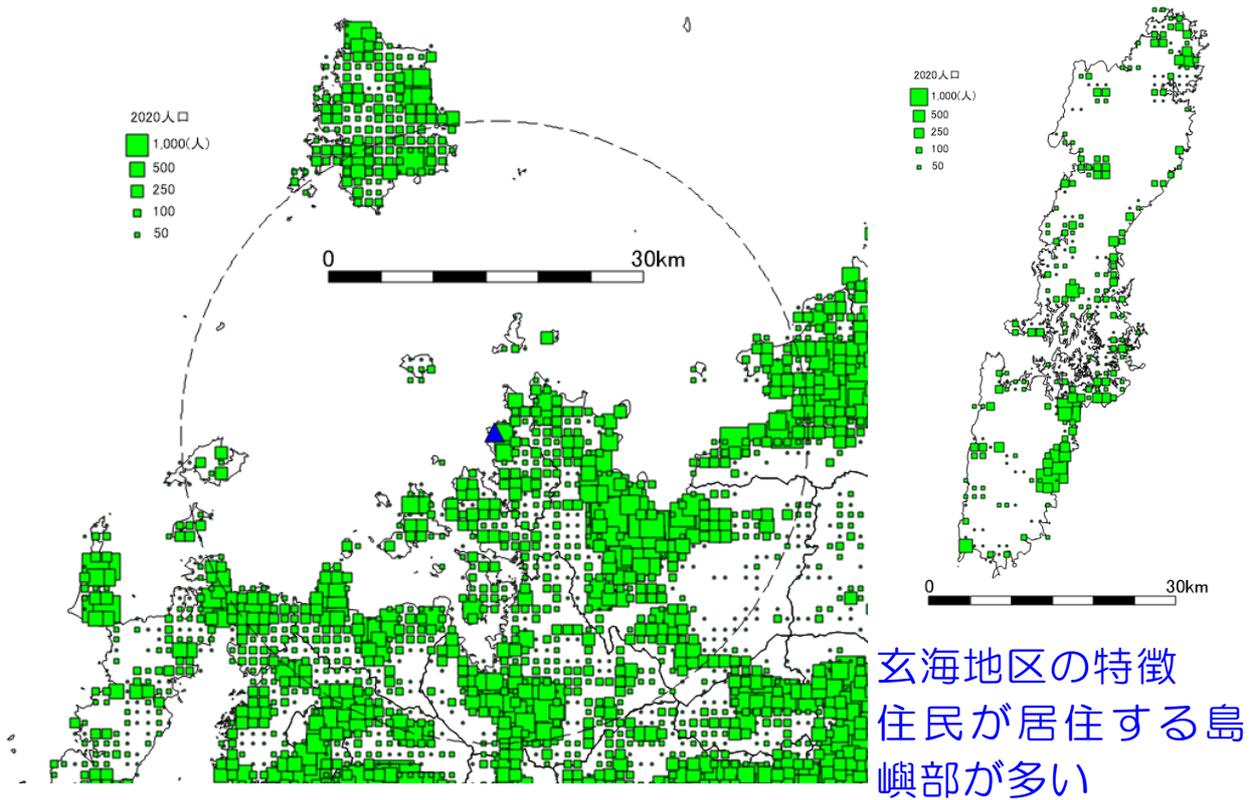
孤立集落の発生
想定していなかった
地区で発生した

アクセス道路が寸断
され救援困難

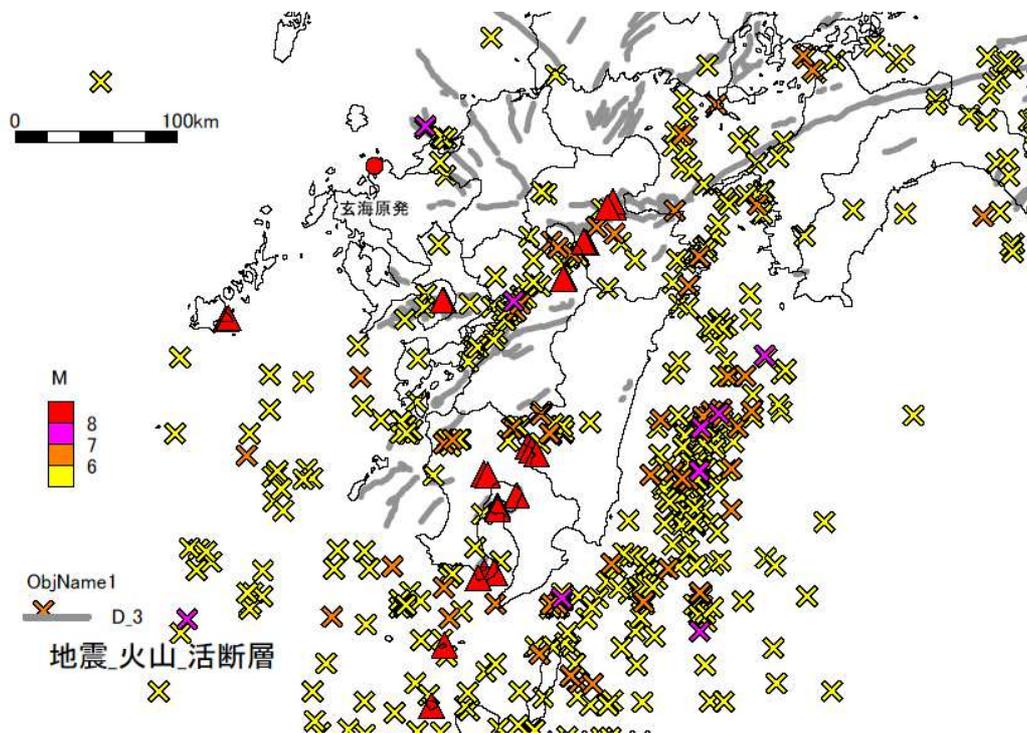


海岸隆起と港湾・漁港
海路避難はできない

8. 玄海地域の特徵

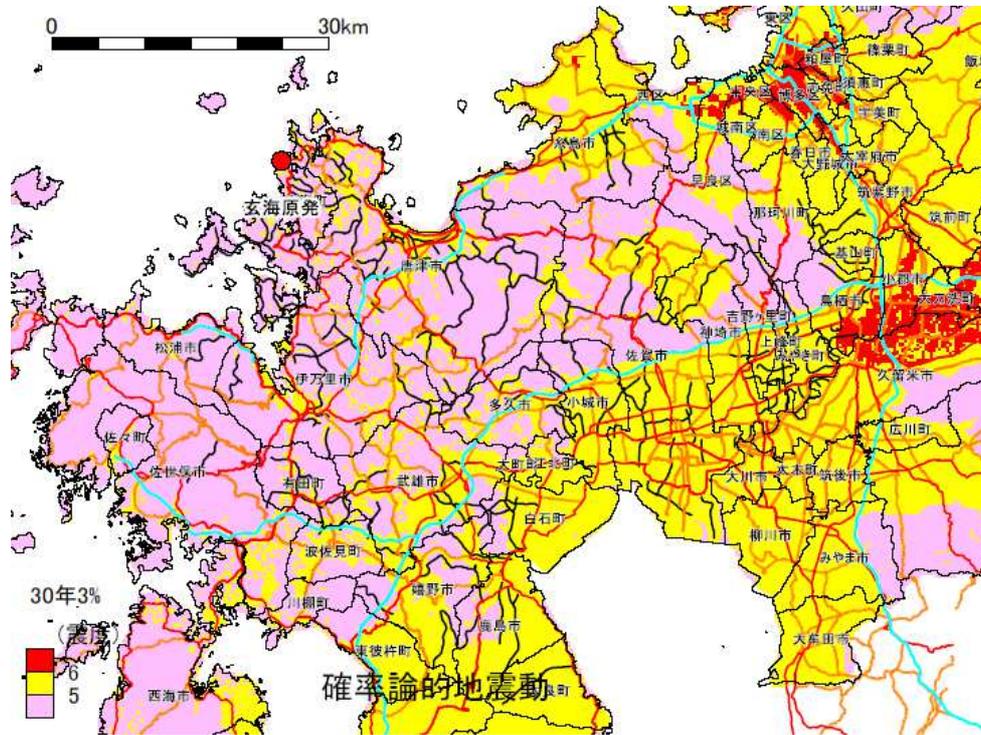


37



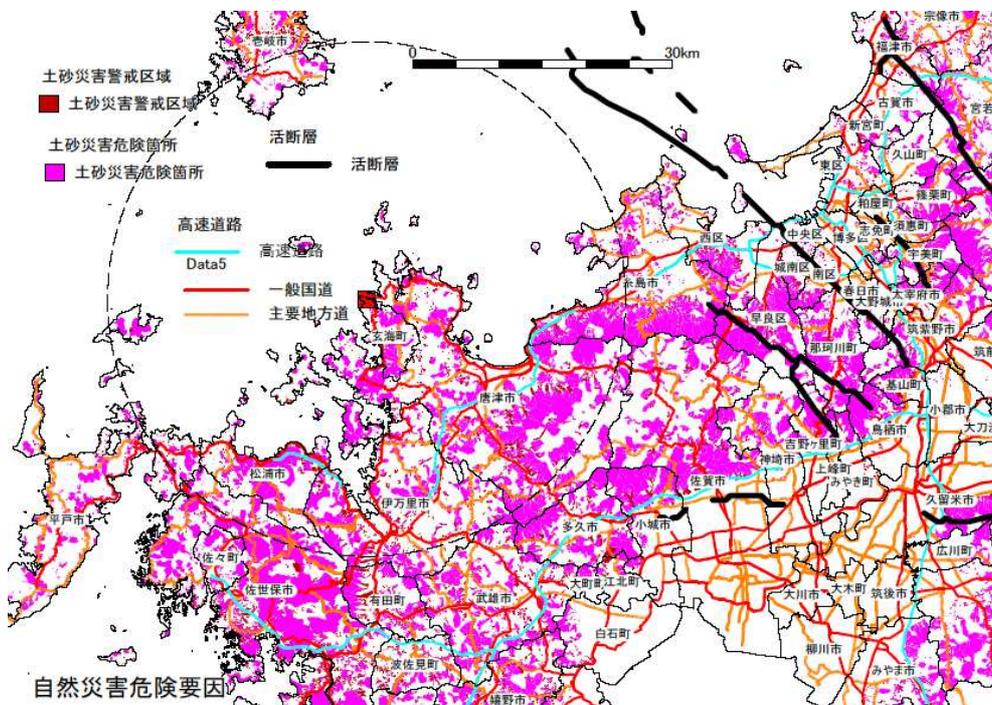
玄海原発周辺の地震(過去 100 年)・活火山・活断層¹⁹

¹⁹気象庁震源データ <https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/bulletin/hypo.html>



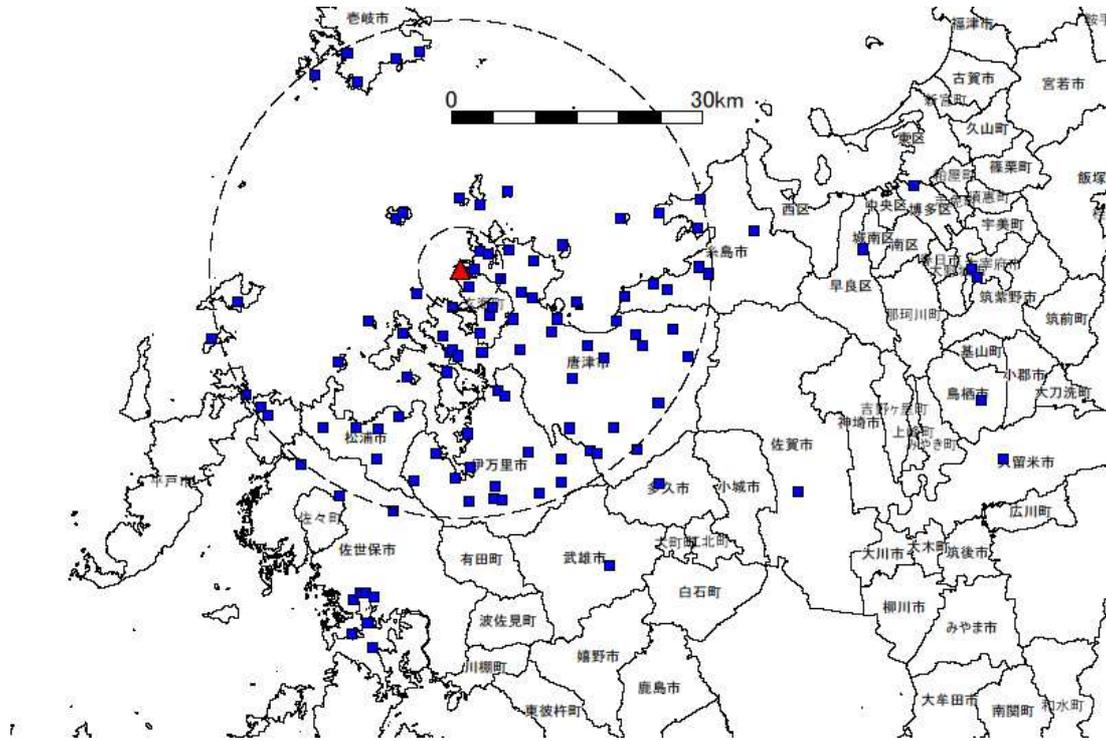
避難経路と今後予想される地震動²⁰

²⁰産業技術総合研究所活断層データベース
<https://gbank.gsj.jp/activefault/search>



活断層・自然(気象)災害の危険要因²¹

²¹産業技術総合研究所活断層データベース
<https://gbank.gsj.jp/activefault/search>



玄海周辺のモニタリングポストの配置

9. 放射性物質の拡散シミュレーション

シミュレーションの必要性 防災対策の策定にあたり、どのような被害が想定されるかを考えるが第一歩です。原子力規制庁は自治体等がリスクに応じた合理的な準備や対応を行うための参考として前述のセシウム137にして100テラベクレルをみずから示しており、これに対応した拡散シミュレーションを行うことが当然必要です。佐賀県は九州電力に対し「玄海原発緊急時の放射性物質拡散シミュレーション」の開示を要求するとともに、その結果を佐賀県として公開することを求める」との要請を行いました。佐賀県の報告によると「九州電力に確認したところ、玄海原子力発電所の緊急時の放射性物質拡散シミュレーションは実施していないとのことです」との回答を得たとしています²²。

また前述の「屋内退避検討チーム」では関係自治体からの意見を

²²佐賀県知事「要請・質問書への回答について」(原安第553号) 令和7年1月9日

取りまとめた資料が第7回資料2として提示されている²³。そこで関係自治体から「規制庁が実施した「架空の原発でのシミュレーション」結果を説明されても、住民からは「〇〇原発ではどうか？」と質問が寄せられる。個別原発ごとにシミュレーションを実施し、その結果も含め分かりやすく説明して欲しい」との要請があった。(1頁)これは立地自治体として当然の要請であるが、佐賀県は被告九州電力に要請もせず、また被告九州電力は実施しないとしているので、実効性の検証に供することができない。

原子力防災を考えるための基本として、緊急時に「どれだけの放射性物質が放出され、それがいつ、どこに、どのように広がってくるか」「住民がどのくらい被ばくするか」を推定することが出発点となります。これは実験できないのでコンピュータによる予

²³ 「第7回原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム 令和6年11月12日資料2 中間まとめに関する関係自治体からの主な意見について」
<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100006284?contents=NRA100006284-002-009#pdf=NRA100006284-002-009>

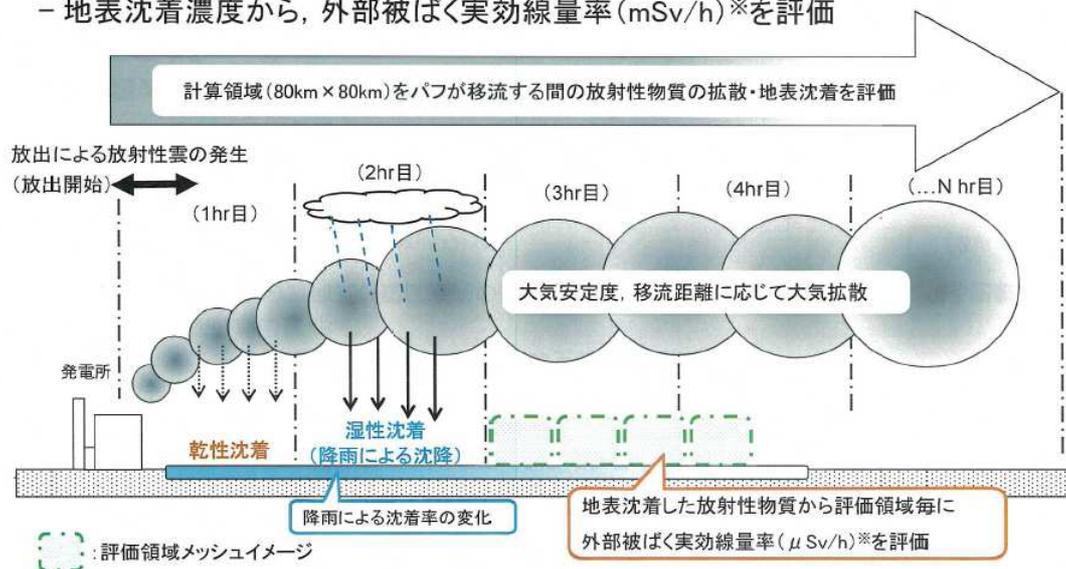
測計算(シミュレーション)になり、各種の試算が発表されています。広い意味では毎日発表される天気予報とも関連する技術です。福島第一原発事故で注目された SPEEDI もその一つです。一方で規制委員会の被ばく評価では OSCAAR(流跡線パフモデル)というシミュレーションプログラムを使用しています²⁴。さまざまなシミュレーションプログラムがありますが、目的(計画時・防災計画・緊急時リアルタイム使用)に応じて適切な方法を選択することが必要です。

²⁴ 検討チーム報告書 参考資料 1, p.8

「流跡線パフモデル」のイメージ

●地表沈着濃度、空間線量率の評価

- 放射性物質の拡散(空气中濃度)の評価に基づき、乾性沈着、湿性沈着による地表沈着濃度を評価
- 地表沈着濃度から、外部被ばく実効線量率(mSv/h)※を評価



45

●市民側の検討・裁判等では OSCAAR と同じ流跡線パフモデルで自主開発したプログラムで 2024 年中に実際に出現した気象条件の例で拡散シミュレーションを行い、新規制基準に適合した設備であっても原子力規制庁による「事前対策において備えておくことが合理的」のレベル(福島事故の 100 分の 1 想定)での検討も行いました。同じ計算原理でも整理方法には異なる考え方があり、屋内退避検討チームでは「年間における 1 時間毎の気象データから年間の気象条件を概ね再現できる 248 通りをサンプリングする(茨城県東海地区)としています。一方、本報告では実際に出現した気象条件で順次年間(2024 年)を毎日計算しました。山間部では地形の影響が出る場合があります。

◆関心のある方は→シミュレーションについて動画で解説

http://sustran-japan.eco.coocan.jp/datafile/ref_20241121.mp4

http://sustran-japan.eco.coocan.jp/datafile/ref_20241125.mp4

46

事故の過小想定～福島の 100 分の 1 でいいのか

① 2012年12月 規制庁が福島第一原発事故以後にPAZ(5km圏), UPZ(30km圏)の防護範囲を検討した際の放出量ベース(福島第一原発事故の放出実績ベース)でシミュレーションを報告²⁵。ただしこの時点ですでに100mSv/1週間(実効線量)が目安とされており1mSv/年は無視。避難との関連では、PAZが優先的に避難し、UPZはその後同心円状に一斉避難が想定されていた。

② 2018年9月 規制庁は新規制基準への適合を前提に福島放出量ベースの100分の1(Cs137として)の規模で拡散シミュレーションを実施²⁶、PAZ優先避難は同じだが、UPZは屋内退避を前提とする方向に転換。ここではIAEAの基準で100mSv/1週間(実効線量)・50mSv/1週間(甲状腺等価線量)を適用しており1mSv/年との整合性はなし。背景は(公開されていないが)UPZの同心円状一

²⁵原子力規制庁「拡散シミュレーションの試算結果(総点検版)」2012-12

<https://www.nra.go.jp/data/000024448.pdf>

²⁶原子力規制庁「原子力災害時の事前対策における参考レベルについて(第4回)」平成30年9月12日

<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA001001360#pdf=NRA001001360-002-007>

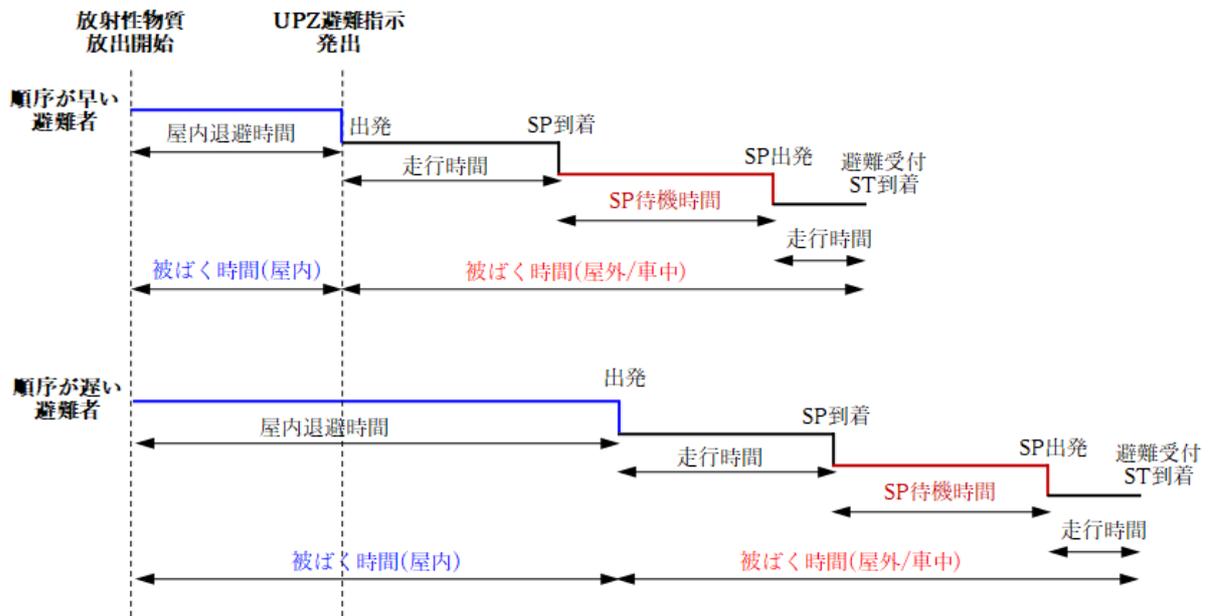
斉避難が非現実的と認識されたためと推定。

③ 2025年3月 能登半島地震の実態から「避難も屋内退避も困難」との指摘を受け規制委員会は検討チームを設置し再度シミュレーションを実施²⁷、BWRについては③よりさらに100分の1とした想定を採用(新規制基準への適合に加えさらに追加的対策を実施したとする)。結果、福島放出実績の約1万分の1に。

放出量想定の変遷のまとめ 単位(TBq)

	希ガス計	Cs 類計		I 類計
①規制庁総点検版(2012-12)	31,400,000	38,700	福島を1として	1,810,000
②規制庁新規制基準対応「参考レベル」Cs137で100TBq制約(2018-9)	6,100,000	307	100分の1(Cs137)	2,240
③規制委員会屋内退避検討チームCASE A (PWR)(2024-9)	58,000	57	1万分の1	260

²⁷原子力規制委員会「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」令和7年03月28日 <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100005285>

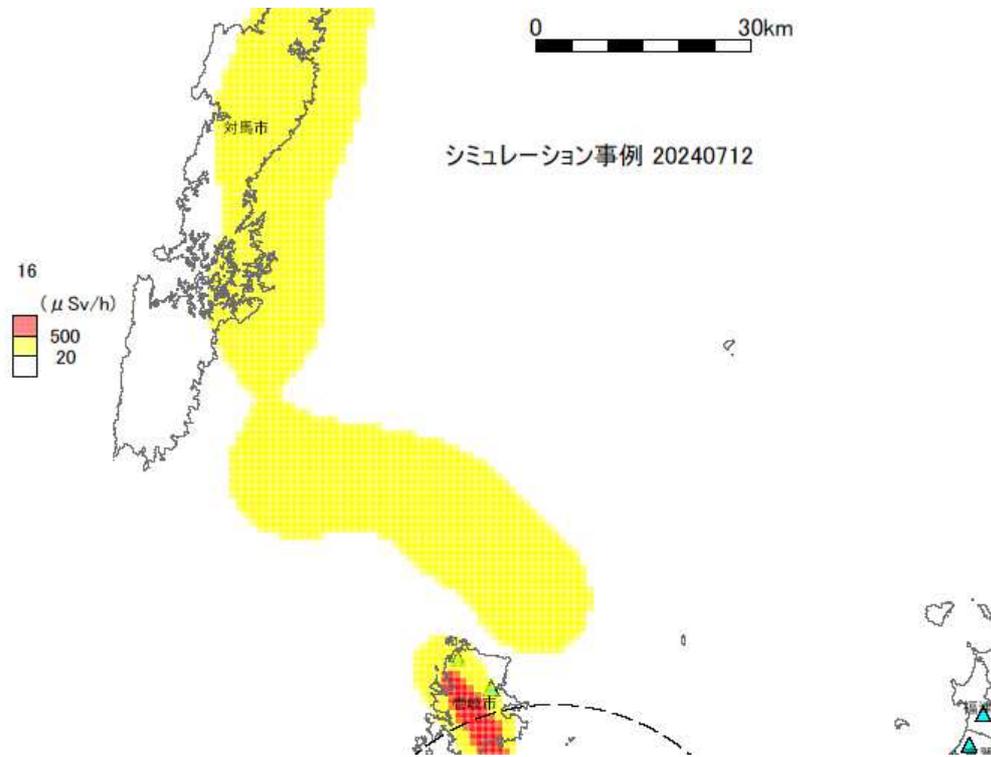


10. 玄海地域ではどうなるか

玄海地区でのシミュレーション条件の設定

(前述 福島放出ベースの 100 分の 1 ではあるが…)

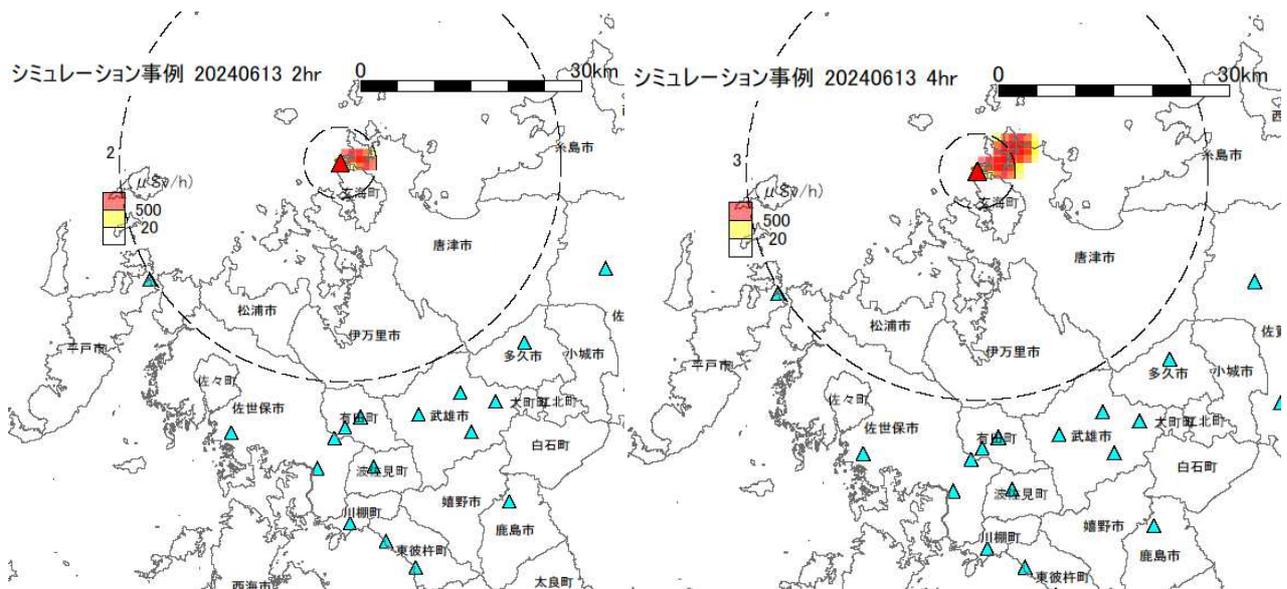
炉停止から放出までの時間 [hr]	12	
放出高さ [m]	50	
環境中への放出継続時間 [hr]	5	
主要核種放出量 [Bq]	Xe133	5.15×10^{18}
	Xe135	6.61×10^{17}
	Kr88	9.93×10^{16}
	I131	7.29×10^{14}
	I133	1.05×10^{15}
	Cs134	1.61×10^{14}
	Cs137	1.00×10^{14}



2024年7月12日 対馬市まで避難範囲となる(人口 25,200人)

55

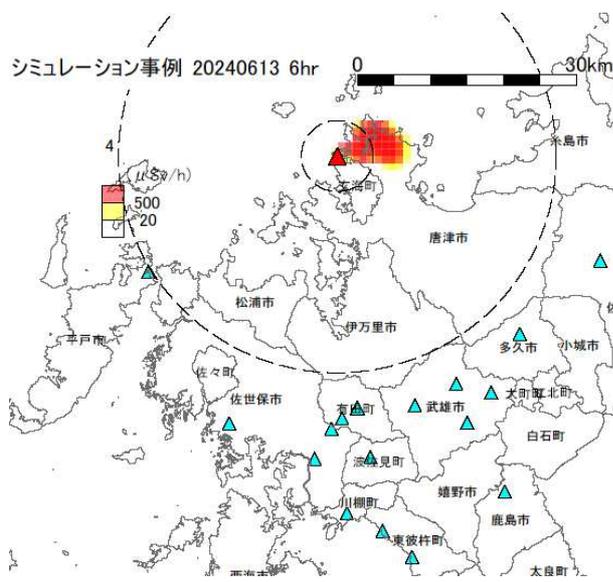
時系列的な事態の進展



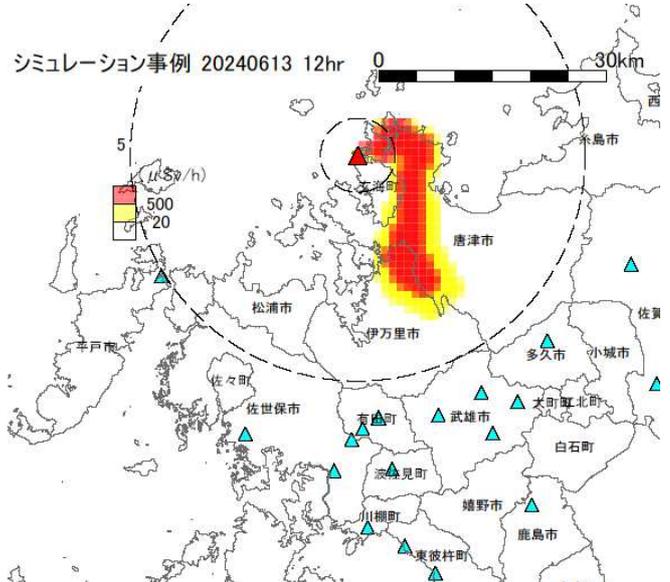
2 時間後

4 時間後

56

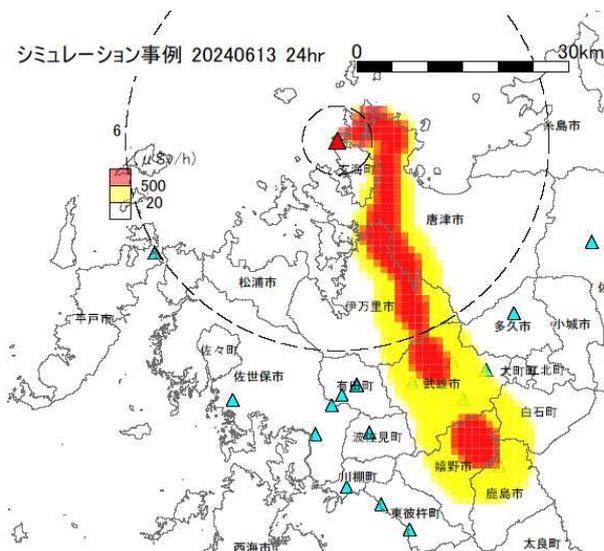


6 時間後

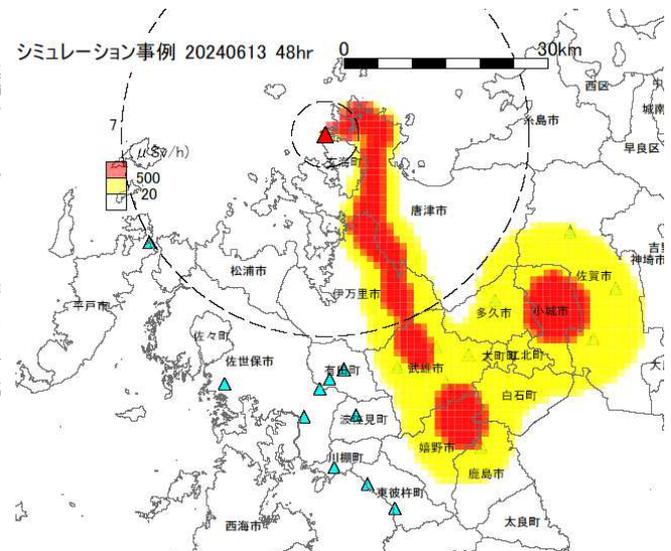


12 時間後

57



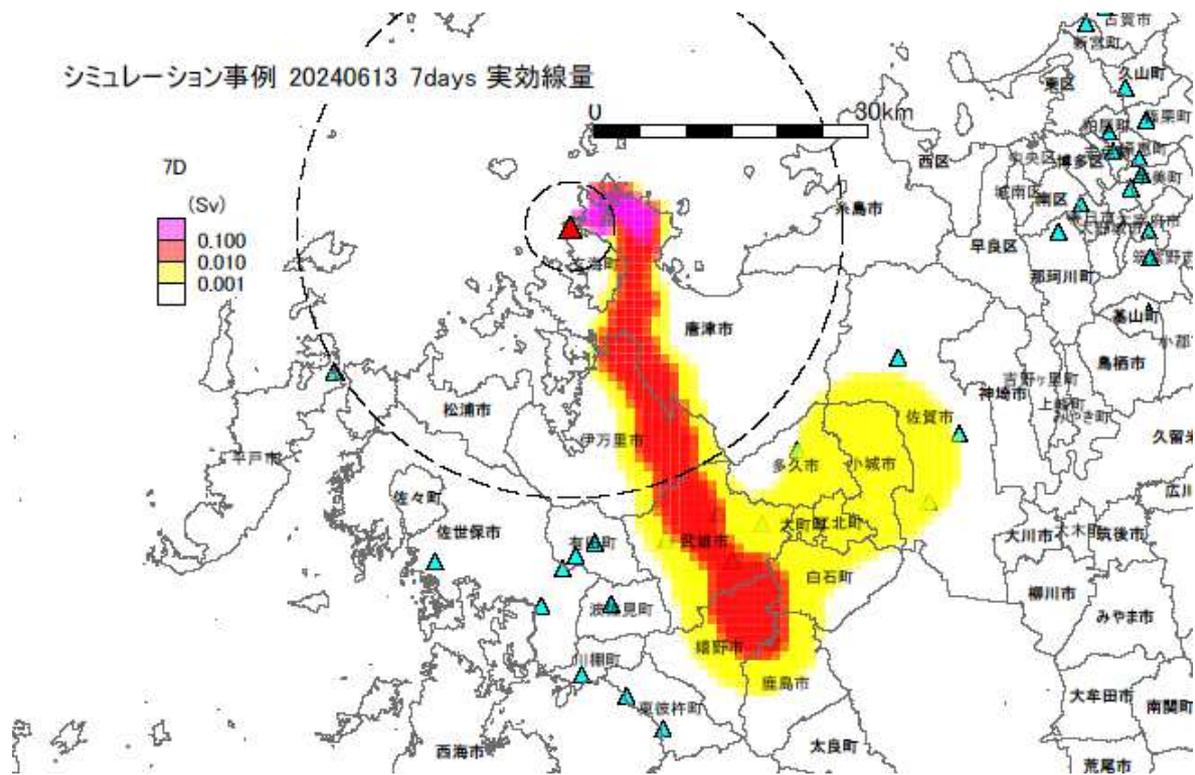
24 時間後



48 時間後

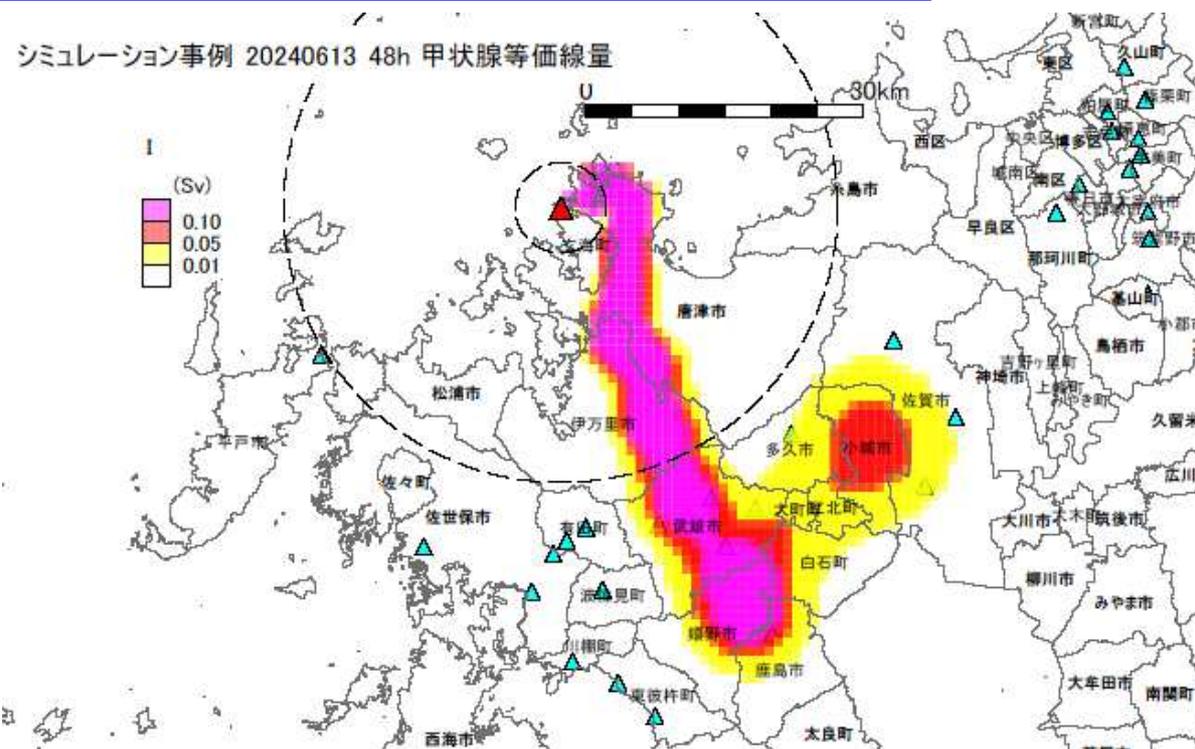
58

「逃げる・逃げない」というよりも「被ばく」の問題



59

11. 安定ヨウ素剤配布・服用手順の破綻



60

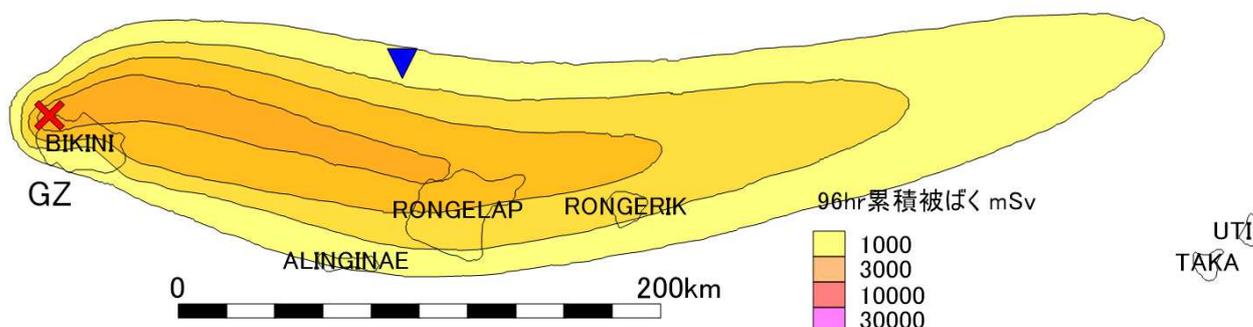
安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前～ばく露後 2 時間までの間に服用で効果が期待できるとされます。しかし能登半島地震の状況に照らして考えると、事前配布してあったとしても全く非現実的です。配布の問題以前に手順が破綻しています。原子力規制庁は「緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することはできず²⁸⁾」「(持ち帰って)分析するので最低でも 1 日か 2 日かかる」としています²⁹⁾。するとどうやって「24 時間前」の服用指示が出せるのでしょうか？ すなわちいつ服用すべきかの情報を提供する手順がそもそも成立していません。「ベント」等の人為的に管理できる緊急事態しか想定していないためです。

²⁸⁾原子力規制庁「原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則の改正案に対する意見募集の結果について」平成 27 年 4 月 22 日, p.別 2-6

²⁹⁾新潟県「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」より

12. 熊本に長射程ミサイル配備—佐賀はどうなる

実は放射性物質のシミュレーションは核爆発のシミュレーションが起源 3.11 と同じく記憶すべき日 「3.1 はビキニデー」 1954 年 3 月 1 日に米国がビキニ環礁で行った「キャッスル作戦・ブラボー実験」で「第五福竜丸」が被ばく(被爆) 爆心から約 160km 程度の位置と推定 被ばく推定量は米国文献より³⁰⁾



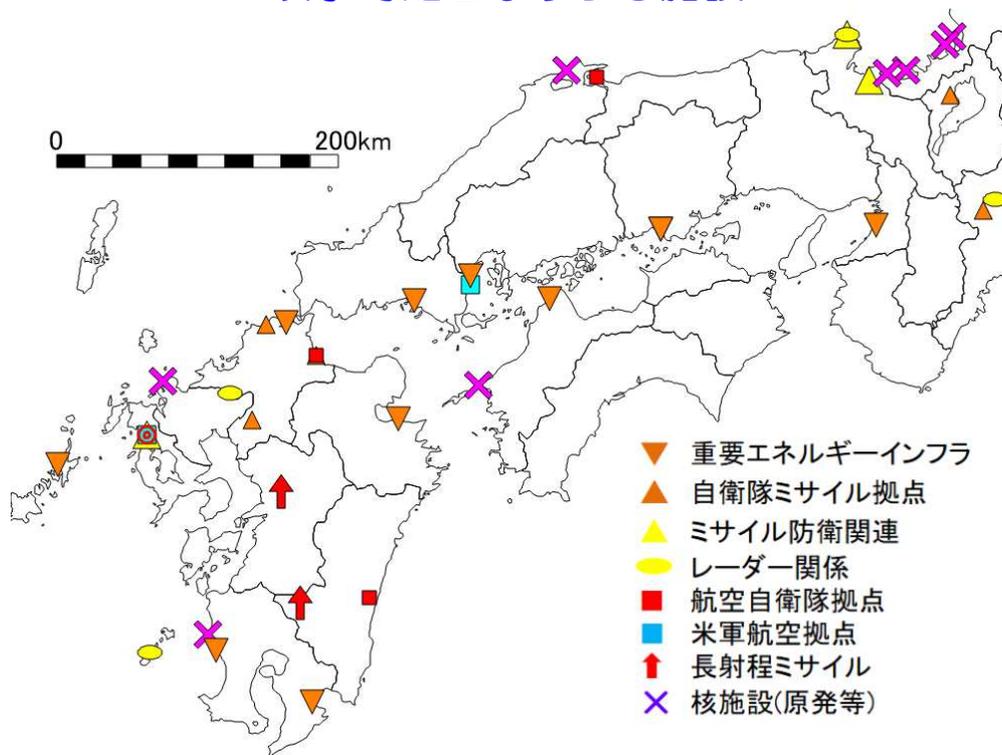
³⁰⁾ Samuel Glasstone and Philip J. Dolan, ed., The Effects of Nuclear Weapons, p.437

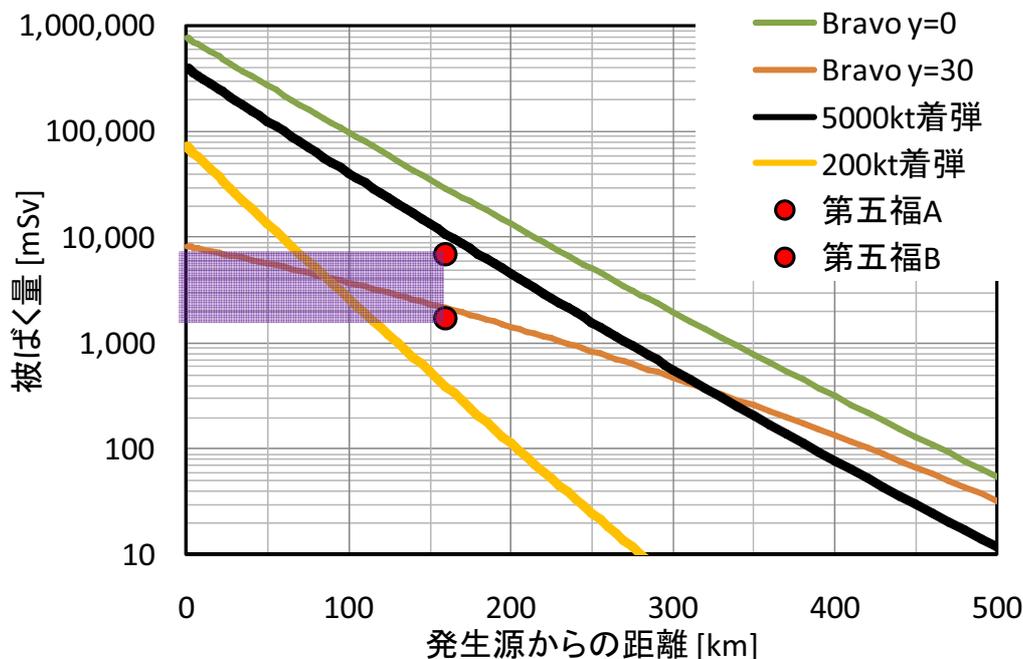
自衛隊と米軍が 2026 年 1 月～2 月にかけて共同で行った図上演習で、南西諸島で有事が発生した場合は「武力攻撃事態」と認定、相手側に向けて「長射程ミサイル」を発射する手順を確認した

そうすると相手側も同じことを考えるはず 日本側の反撃拠点を確実に無力化するために核弾頭の使用は当然想定される 核弾頭の威力は種類によってさまざまであるが、この目的に使われる場合は 200kt(キロトン)ていと推定 広島・長崎へ投下された原爆の約 10 倍 爆心の周辺では、もちろん衝撃波・熱線・即発放射線による致命的な被害が発生するが、それだけではなく広範囲に被ばくが発生する

「長射程ミサイル」は、地上型・艦載型・航空機搭載型の三種類があり、国内の 6 か所に配備が予定されている うち 1 か所は熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地(2026 年 3 月 9 日配備)

攻撃対象となりうる施設





いくつかの想定による初期被ばく量
 健軍駐屯地から 佐賀 約 70km, 福岡 約 100km
 第五福竜丸と同レベルの被ばくが予想される

住民置き去りの構図(武力攻撃事態)

沖縄県石垣市の例³¹

- ・住民避難計画では武力攻撃事態に際して「約 5 万人を 6 日で島外へ避難」となっているが、空港・港湾の設備、航空機・船舶の能力は不足。避難計画が「動ける人」を前提に設計されており「動けない人(要配慮者、その支援者、残留を希望する人など)」は最初から想定外。観光客の想定も未整備
- ・避難先は九州・山口県等の想定だが受入れ先との調整(役割分担・費用)も不明確のまま
- ・現場対応の職員に対する配慮がない
- ・避難は単なる輸送ではなく「暮らしを再構築する政治行為」
- ・説明責任を果たせない「絵に描いた餅」と知りながら職務上避難計画を作らざるをえない立場→原発も同じでは？

³¹ 宮里勝「"島の未来は市民が決める"に落とす影—石垣市住民避難計画の行政的課題」『月刊自治研』2025年12月, p.28

13. まとめ

現行の国・県緊急時対応を評価すると、「指針」に示された防護措置(避難・一時移転・屋内退避・安定ヨウ素剤服用等)はいずれも実施困難ないしは不可能と考えられます。またかりに計画どおり防護措置を実施できたとしても、一般公衆の年間被ばく許容限度をはるかに超える被ばくが発生します。このような状況に至った理由は、①「新規制基準で安全性が向上した」という実証的根拠がない机上の「新安全神話」、②「緊急時には地域住民は一般公衆の年間被ばく許容限度を超えて被ばくしてもよい」という前提で検討されているためです。この条件によれば「何でもあり」になってしまいます。このような状況に対して各方面と協力して活動してゆきます。

日本の安全保障

『日本経済新聞』2026年3月1日

「米国がハシゴを外すとき」

[米国が西半球重視に戻るなら(注・いわゆるドンロー主義のこと)東半球はどうなるか。最大の競争相手である中国との接近をめざすのではとの疑念が強まる][米国がアジアの安保から手を引いたとき、日本の選択肢は限られる。極論として安保の専門家が挙げるのは①日本も核武装する②中国の勢力圏に入る――の二択だ][日中対立に巻き込まれたくないのが、米国の本音だ][中国の)強硬派が日本を攻撃する材料を与えない注意深さが高市首相に求められる。新たな火種を作って米国を不信を抱けば、結果的に日本外交の選択肢が狭まる。それはめざす「力強い外交・安保政策」とはいえない]